

## 23 地球温暖化対策基本法案

### 脱地球温暖化を めざして

ポスト京都議定書における新たな国際的枠組みの構築に向けて、政府は2008年6月に「『低炭素社会・日本』をめざして」と題した、いわゆる「福田ビジョン」を発表した。しかし中期削減目標の数値を打ち出しておらず、国内排出量取引制度については「国内統合市場の試行的な実施」を明記するにとどまり、目指すべき方向性や具体的な実施時期については不透明なままであり、環境税等についても旧来のあいまいな姿勢に終始するなど、その内容は乏しい。

民主党は、世界と将来世代に対する責任を果たすため、地球環境・生態系の破壊を食い止めながら、国際的な協調を進めつつ、経済成長や豊かなライフスタイルを実現することを目的とする「地球温暖化対策基本法案」を169回通常国会で参議院に提出した。

#### 明確な数値目標を設定する民主党案

同法案では1990年を基準とした中期削減目標（2020年までに25%削減）と長期削減目標（2050年までのできるだけ早い時期に60%超を削減）の数値を設定した。目標達成のための政策手法として①2010年度からのキャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の創設②地球温暖化対策税の創設③新エネルギーの利用促進④革新的技術開発の促進⑤エネルギーの使用の合理化⑥CO<sub>2</sub>の見える化⑦フロン類等の使用の抑制などを規定する。民主党案は委員会未付託で廃案となったが、京都議定書の約束の達成とともに、ポスト京都議定書の枠組み構築に向けた民主党の地球温暖化対策の基本方針として、法案再提出を含め議論を継続する。

## 24 生物多様性基本法案

### 生物多様性保全の ために

生物多様性は危機的な状況にあり、世界で約4万種の生物種が毎年絶滅しているといわれている。2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が日本で開催されることとなり、2007年に政府が第3次生物多様性国家戦略をまとめたが、内容が不十分であり、世界でのイニシアティブを発揮する上で速やかな法制化が必要とされていた。民主党は、2007年の参議院選挙マニフェストで環境政策の3本柱の一つとして「生物多様性の保全」のための基本法制定を公約しており、パブリックコメントを募集し広く国民から聴取した意見を反映させながら法案の起草作業を進めた。

#### 民主党先行で「基本法」成立

民主党は、「生物多様性基本法案」を169回通常国会で衆議院に提出した。同法案の内容は、人類存続の基盤である生物の多様性を将来にわたり確保するため、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明確にすることで保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、これまでの生物多様性国家戦略を昇華させた国家基本計画（5カ年計画）を策定するとともに、その中で18項目にわたる基本的な施策を掲げている。

その後、与党が衆議院に同趣旨の法案を提出したことを受けて、与党と協議を行い、民主党案を基に超党派議員立法が取りまとめられ、169回通常国会で衆議院環境委員長提出の超党派議員立法として可決・成立した。